

# 後ろ向きの対応に終始する道行政

ルポライター  
滝川康治

## リゾート・核燃料輸送で硬直した「非開示」の決定

「…」という不安を抱いていた芳賀さんは、リゾート開発はいい加減にしてほしい、と思っていた。拡張計画が取り沙汰されると、芳賀さんは喫茶店を開発事業者を招いて非公式の話し合いを始めた。環境アセメントの手続きが進むなかで、『慎重派』の住民グループも結成され、その事務局も担当する。環境アセスの公聴会などでは、ゴルフ場の農薬情報の公開や魚毒性の高い有機銅剤の使用中止、町の財政負担などについて意見を述べていた。

公表されたアセスは、具体的な農薬使用量などを明らかにしない内容だったため、住民グループは九二年六月、道や事業者側が持つているデータの開示を請求した。芳賀さんにとって、道の条例を使う初めての経験だった。このときは、申立ての結論が出る前に道と事業者が協議してデータが公開され、住民側は実を取った。



本人訴訟で一審の勝訴判決を勝ち取った芳賀耕一さん

## 本人訴訟で全面勝訴判決

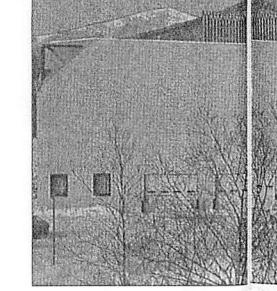
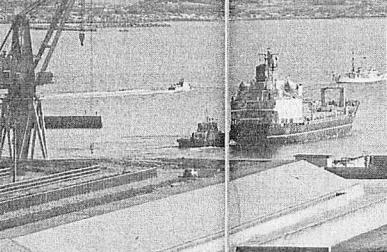
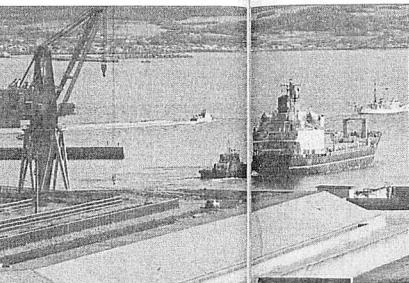
一九四四年十月、札幌地裁は道内で初の情報公開に関する司法判断を示した。

「地域住民にとって公文書開示は公益上の必要性が大きい」と、芳賀さんの

「ゴルフ場造成などいろいろな考え方があるのは当然で、私たちの活動もいわゆる『反対運動』じゃなかつた。むしろ、開示請求は情報公開や民主主義が損なわれることに対する問題提



泊原発から出航する核燃料輸送船「パシフィック・ビンテール号」(上・昨年9月19日)情報公開をめぐる裁判が進む一方、バブル崩壊で経営不振が続くサホロリゾート(下)



起だったんです」(芳賀さん)

翌九三年、芳賀さんはゴルフ場増設をめぐって開発事業者が道に提出した「事前協議書」などの開示を請求したが、道は「協議書」のうち、開発事業者の決算書や事業計画書、地番図、新得町長作成の意見書など十項目を開示しなかった。このため知事を相手取って、非開示決定の取り消しを求める行政訴訟を提起した。

訴えを全面的に認めたのである。

「提訴したころ、前町長は『町とりゾートとは運命共同体だ』と公言している」とは運命共同体だ」と公言している。たが、そんな見方をやめてほしかった。かく――商法で公告が義務づけられている貸借対照表を入手して調べてみたかった」と、芳賀さんが当時を振り返る。

一審判決は、「企業ノウハウが流出する」といった理由で公開されなかつた決算書や事業計画書などについて、「開発事業は自然環境の保全や良好な生活環境の確保と密接に結びついており、



環境保全を求める道民の願いが、行政や企業の「情報非公開」の壁に阻まれるケースが目立つ。サホロリゾート(新得町)のゴルフ場拡張計画と泊原発からの使用済み核燃料搬出をめぐる、道の後ろ向きの環境行政を検証し、情報公開を求める声を紹介する。

三月二十七日、道の情報公開のあり方を争点にした、ひとつの行政訴訟の控訴審が札幌高裁で結審した。この裁判は、サホロリゾート(十勝管内新得町)のゴルフ場増設計画をめぐり、道公文書の開示等に関する条例(以下、条例と略)に基づいて同計画

の「事前協議書」の開示を求めた住民の訴えを札幌地裁が全面的に認めたのに対して、これを不服とする道側が控訴しているものだ。弁護士をつけず、たった一人の本人訴訟で三年近く道と渡り合っているのは、同町新内で農業を営む芳賀耕一さん(40)である。

「事前協議書」の開示を求めた住民の訴えを札幌地裁が全面的に認めたのに対して、これを不服とする道側が控訴しているものだ。弁護士をつけず、たった一人の本人訴訟で三年近く道と渡り合っているのは、同町新内で農業を営む芳賀耕一さん(40)である。

裁判の発端は、道の環境影響評価(アセスメント)条例に基づいて九二年三月に審議会の答申がなされたところにさかのばる。

九年春、狩勝高原一帯でリゾート開発を進めているゼソングループ(西洋環境開発、サホロリゾート、狩勝高原開発)が既存施設の拡張計画をまとめて、一日の最高入り込み者数を一万一千人と見込んでいた。人口八千人の新得にとっては、農林業から観光の町へと、産業構造を一変させるようなプロジェクトだった。

東京生まれの芳賀さんは、十八年前に現在地へ新規入植した。無農薬栽培の野菜を作り、平飼いの養鶏も手がける。当初は新規入植者が歓迎されたり、八六年に前町長がゼソングループを誘致してからというもの、町政はリゾート一辺倒になつた。「このままで農家が切り捨てられていくのでは

## ズサンな環境アセスが発端

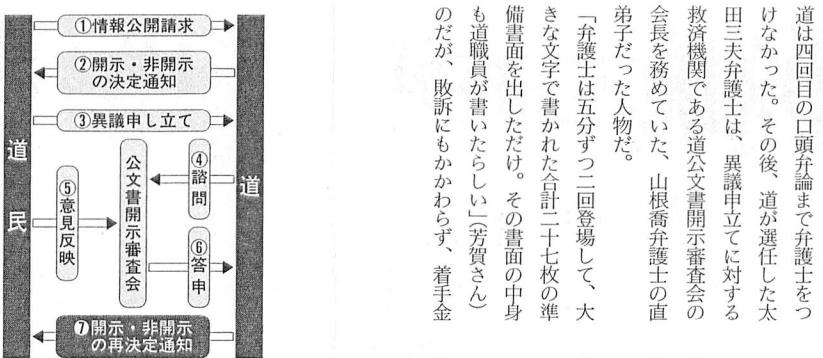
公文書開示が公益に資することは明らか」と明快に言い切り、企業側の利益を優先させた道の主張を退けた。また、「個人情報が盛り込まれている」など

の理由で非開示とされた地番図は「法務局の登記簿で誰にでも得られる情報」と批判した。

「たった一人の裁判」を甘く見たのか、

道の開示・非開示基準には該当しない」として、道側の安直な条例運用をきびしく批判した。

ゴルフ場問題で発言された原昭子さん



宮城県		本道	
事前	事後	○	×
燃料の数量	○	×	×
輸送期日	×	○	×
運搬船名	×	○	×
輸送経路	×	○	×
搬出先	○	○	×
再処理事業者	○	○	×
輸送責任者	○	○	×

○は公開、×は非公開

道の公文書開示手続きの流れ（上）  
と核燃料輸送に対する情報公開度の比較（下）

きたのはさらに三日後で、請求の利益を得た結果になつた。

すでにマスコミ報道で道内外に流れた輸送船名や再処理工場の国名・輸送容器の数なども軒並み「非開示」にされた。

道環境対策課は、その理由として、(1)北電の事業活動を損なうおそれがある。(2)犯罪の予防などに支障が生ずるおそれがある。(3)道の業務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがある。

という三つの抽象的な「おそれ」を挙げた。が、決定書にはその具体的な根拠は何も示されていない。同様の異議を受けた宮城県では四年から、輸送情報の多くを公開するよう方針を転換（95年10月号の拙稿「使用済み核燃料」）

と報酬合算せば百四十万円が道費から支出された。芳賀さんは、この費用の返還を求める裁判も提起している。控訴審で道側は、「当該法人（サホロリゾート）の個別具体的な不利益がなくとも、一般的抽象的にでも不利益が認められれば情報を開示する」とする

道側は四回目の口頭弁論まで弁護士をつけなかつた。その後、道が選任した太田三夫弁護士は、異議申し立てに対する救済機関である道公文書開示審査会の会長を務めていた、山根喬弁護士の直弟子だつた人物だ。

「弁護士は五分ずつ二回登場して、大きな文字で書かれた合計二十七枚の準備書面を出しただけ。その書面の中身も道職員が書いたらしい」（芳賀さん）のだが、敗訴にもかかわらず、着手金

と報酬合算せば百四十万円が道費から

支出された。芳賀さんは、この費用の返還を求める裁判も提起している。控訴審で道側は、「利害が絡む事業について行政は業者と同様にても不利益が認められれば情報開示する」とする

法廷には、芳賀さん一人に対して、道側は三つのセクションから十数人が出庭したこともある。何度も傍聴している、北海道ゴルフ場問題情報ネットワーク代表の神原昭子さんは、

「道の内部で協議して一人か二人で済むのに、大勢の職員が出てくることで经济体、道民感覺からずれていて滑稽な感じがする。芳賀裁判のあと、道はゴルフ場の農業名を公表して方針を転換したのに、行きがかりのメントにこだわるところに行政の硬直性がある」と、旧態依然の対応を批判する。

神原さんは、ゴルフ場の数や造成計画の進展度などを聞きに道庁を訪れた

## 伏せ字だらけの輸送計画書

昨年九月中旬、大勢の人々の抗議の声を浴びながら、北電・泊原子力発電所からイギリスの再処理工場に向けて最初の使用済み核燃料の搬出が行なわれた。搬出業の一部始終はマスコミなどでを通じて全国に報道され、対岸の岩内港からも核燃料輸送船「パシフィック・ピンテール号」の船影を確認でき

た。衆人環視のなかでの搬出だった。北電が道や地元四町村と交わしている

## 公開を求めて異議申立て

申立てが行なわれると、非開示理由の詳細を記した「説明書」が実施機関（道の担当セクション）から審査会に提出される仕組みになつていて。が、

北海道では今まで異議申し立て人に「説明書」が送付されたことはなかつた。神奈川県のように審査会の審議要領のなかで「説明書」の写しの送付を明記する自治体もあるだけに、北海道のよう

な不公平な条例運用では何のための教諭制度なのかも疑わしい。

申立てたちは昨年十一月、道と審査会に対して情報公開制度の改善を求める要望書を提出した。道民の「知る権利」の明記、条例の運用について審議する「情報公開審議会」の設置などを堀達也知事に要望する一方で、両者に對して「説明書」の送付を義務づける

よう求めた。

一月下旬、審査会は申立て人の要望に応えて、初めて「説明書」を送付してきた。「非開示」の是非について、審査会というテーブルで道民と実施機関とが議

たが、データを出した後の道側に疑問が募つた経験がある。あるとき、道の担当者が「開発業者に日参されると、情報を漏らした。その積み重ねで行政から情報を引き出す手口が透けて見えた。  
「アドバイスするんです」と漏らした。アドバイスの積み重ねは事業者が移つてアドバイスするんです」と漏らした。その積み重ねで行政から情報を引き出す手口が透けて見えた。

芳賀さんは、裁判が長期化するうちに、サホロリゾートなどを経営する西洋環境開発（本社東京）は、バブル崩壊による収益悪化が表面化し、九五年三月実上の公開以上のものになる。（血液製剤をめぐる）製薬会社と厚生省の関係と同じことで、住民の健康を損なう情報を企業に流しているのではないか。

非常に不公平だ（神原さん）  
こんな事例に象徴されるように道民が引ひき出されるようになつた。こんな事例に象徴されるようになつた。

たが、データを出した後の道側に疑問が募つた経験がある。あるとき、道の担当者が「開発業者に日参されると、情報を漏らした。その積み重ねで行政から情報を引き出す手口が透けて見えた。

「利害が絡む事業について行政は業者と同じことで、住民の健康を損なう情報を企業に流しているのではないか。

非常に不公平だ（神原さん）  
こんな事例に象徴されるようになつた。

健康を犠牲にして、一方的に企業の利益を保護する、著しくバランスを欠いたもの。(核物質防護の主張が)国際核ジャック部隊による乗っ取りや核をネタにした政府に対する強迫を想定しているならば、スパイ小説の読みすぎだ。

荒唐無稽な作り話を理由に道民の知る権利を制限することは、際限のない情報非公開の拡大につながる」「非公開は、国の指導に名を借り、少しでも国の意向に逆らいたくないとい

う自己保身と『ことなれ主義』の産物。これらを粉飾するために非開示理由が利用されるなら情報公開は有名無実になり、制度の運用に一大汚点を残し、悪き先例を認める事になる」

代理人で北大法學部教授の畠山武道

さんは、意見書のなかで今回の道の対応を痛烈に批判している。わたしの目には、かたくなに非公開の姿勢をとり続ける道の環境行政のありようは滑稽にすら映る。

## 制度充実と対話の促進を

開示請求は、開発行為などの是非を

正面から問う性格のものではないが、

たった一人ででも環境行政の横暴をチエックできる可能性を秘めた制度といえるだろう。

前出の芳賀さんが暮らす新得町では

核燃料輸送をめぐる異議申立人の一

九四年、道内の町村のトップを切つて「公文書公開に関する取扱基準」を定めて、町長交際費をほぼ完全に近い形で公開している。

「積極的に公開すると、住民側もあまり批判できない雰囲気になつて、行政

にとつてもプラスになる。道民も制度

も二歩も遅れていると実感した。道庁不正問題でも情報公開のあり方が問わされている。条例改正はもちろんのこと、制度を根本から見直すべきだ」

と、情報公開行政の転換を促す。

制度を根本から見直すべきだ

と指摘して、対話の充実による情報

公開の拡大に注文をつける。

昨年来、わたし自身も核燃料輸送計画書などの開示請求をやつてみたり、道の環境基本条例などの取材を進めるなかで、実際に情報公開制度を使ってみないと、環境行政の実態や問題点は具体的に見えでこない、と感じる場面がたくさんあつた。

八六年の条例制定から十年が経過した。非開示決定に対する異議申立てをめぐって、「意見書が出されたり、申立人の意見陳述がなされたケースは今までなかつた」(道行政情報センター)ことに象徴されるように、これまで制度の不十分さを放置してきた行政の怠慢やPR不足、さらに道民の関心の薄さでなかつた」(道行政情報センター)こともある。

しかし、道庁不正事件などをきっかけに情報公開に対する関心も高まつて、行政にとって大事なのは後者。住民にも同じことが言える。道の環境行政には、



道庁不正などで情報公開に関心が高まった(2月の札幌弁護士会セミナー)

制度の充実とともに環境問題での対話行政の大切さを説くのは、ゴルフ場「道民にとって公開制度が活用できる人で、道庁不正問題にも発言し続けてきた佐藤信彦さん(札幌在住)は、『道民にとって公開制度が活用できる問題を追ってきた神原さんである。

「情報には『与える情報』と『話を聴くことで得る情報』の二つがあり、行政にとって大事なのは後者。住民にも同じことが言える。道の環境行政には、